

水無瀬川緑地公園スポーツ広場使用申請受付運用基準

島本町都市公園条例第8条に規定する使用の許可について、次のとおり使用申請受付運用基準を定める。

1 水無瀬川緑地公園スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）の使用許可を受けることができる者は、成人を責任者とした10人以上の団体とする。

2 スポーツ広場の使用申請受付期間は、次表のとおりとする。

事業	使用申請受付期間
① 町（町教育委員会、町立小中学校、町立幼稚園及び町立保育所を含む。以下、同じ。）の主催事業、町を事務局とする各種実行委員会の主催事業	随時。ただし、使用予定日の7日前まで。
② 町社会教育関係団体（その構成団体を含む。以下、同じ。）の主催大会、特定非営利活動法人しまもとバンブークラブの主催事業	使用予定日の3か月前から7日前まで。
③ 一般使用（ただし、土・日・祝日のみ）	使用予定日の1か月前から7日前まで。

※ 「主催」は、共催及び主管を含むものとする（以下、同じ）。

※ 「大会」は、使用申請時の大会要項の添付を要件とする（以下、同じ）。

※ 「3か月前」及び「1か月前」は、使用予定日に相当する日とし、使用予定日に相当する日がない月においては、その月の末日とする。ただし、当該日が町立体育館の休館日のときは、その前日とする（以下、同じ）。

3 7日前までに使用申請がなかった日は、無料開放日とする。

4 第2項の規定にかかわらず、スポーツ広場の使用予定について前年度中に行う調整による仮予約（以下「年間調整仮予約」という。）を終えた事業の使用申請受付期間は、次表のとおりとする。

事業	使用申請受付期間
年間調整仮予約を終えた事業	使用予定日の3か月前から1か月前の前日まで。ただし、同期間内に申請しなければ、仮予約を失効する。

5 年間調整仮予約の可能な事業と、仮予約者及び使用申請者は、次表のとおりとする。

事業	仮予約者及び使用申請者
① 町の主催事業	町担当課が仮予約し、町担当課又は町施設長が申請する。
② 町を事務局とする各種実行委員会の主催事業	町担当課が仮予約し、実行委員会が申請する。
③ 町が支援する団体の主催事業	町担当課が仮予約し、団体が申請する。
④ 町社会教育関係団体の主催大会、特定非営利活動法人しまもとバンブークラブの主催事業	団体が仮予約し、団体が申請する。

6 その他、本基準に該当しない事例については、事前協議を要する。

7 この基準は、平成29年12月1日から施行し、平成30年4月1日以後の使用分から適用する。